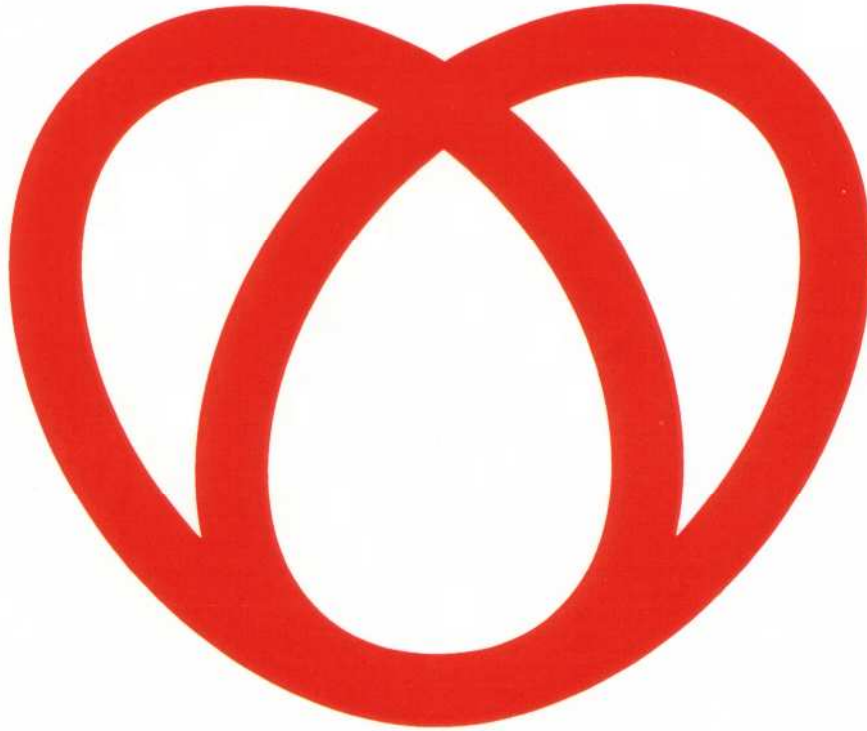


バリアフリー新法に基づく、認定特定建築物の表示について

第 5 号様式（施行規則第 12 条第 2 項関係）



（注意）

- 1．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

（認定特定建築物の表示等）

第 20 条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第 17 条第 3 項の認定を受けている旨の表示（ 1 ）を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（罰 則）

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第 20 条第 2 項の規定に違反して、表示を付した者

（認定を受けている旨の表示・告示第 1482 号）

次に定めるものとする。 1

- 1．宣伝用物品
- 2．情報を提供するために作成する電磁的記録